

平成28年4月1日
(独) 農林漁業信用基金

平成28年度の林業信用保証における保証メニューの充実等について

(独) 農林漁業信用基金では、今般、林業信用保証について、より利用しやすい観点から、保証メニューの充実や根保証における保証料の払い戻しについて変更等を行いましたので、お知らせします。

1 保証メニューの充実について（別添1及び2）

(1) 木材安定供給保証の改正について

平成26年10月～28年3月までの時限措置として実施してきた、協定等を締結して行う木材の安定的な取引を行って行く上で必要な運転資金に対して通常の保証とは別枠・無担保で5千万円までの借入れに対して保証する「木材安定供給保証（ウッド・サポート5000）」を平成33年3月31日まで延長します。

(2) 素材生産推進保証の創設について

素材生産の安定供給・量的拡大を促進するため、立木の購入等素材生産に必要な運転資金に対して、通常の保証とは別枠・無担保で3千万円までの借入れに対して保証する「素材生産推進保証（ログ・プロダクツ3000）」を創設します。

受付期間は、平成28年4月1日～平成33年3月31日までです。

2 根保証における保証料の払い戻しについて（別添3）

これまで保証料の払い戻しの対象としてこなかった、根保証（手形貸付）における極度額を満度に利用しなかった場合においても、融資機関からの請求により払い戻しを行うことにしました。

3 第三者保証人の徴求について

林業信用保証においては、原則として第三者の連帯保証人は徴求しておりません。なお、保証依頼者が個人等で第三者保証人を徴求せざるをえない場合は、個別に協議させていただきます。

担当 林業部保証課
TEL 03-3294-5585

ウッド・サポート5000のご案内

好評につき、平成33年3月31日まで延長しました

独立行政法人 農林漁業信用基金

◇協定等を締結した木材の安定的な取引(国有林のシステム販売を含みます)に必要な運転資金を保証します。

- ・立木の購入資金など、素材の生産のために必要な資金※
- ・素材の購入資金など、木材・木製品の製造のために必要な資金※
- ・木材の卸売に必要な資金

※ 「組合転貸」及び「組合共同購入」の場合も含みます。

◇無担保・別枠で5,000万円までの借入に対して保証します。保証割合は80%です。

◇保証(借入)期間は、これまでの原則3年(特認5年)以内から原則5年(特認7年)以内に延長しました。

◇保証対象者は、以下の要件を満たす個人・法人ですが、最終的な保証引受は基金の審査によることとします。

- ・自己資本が実質債務超過になっていない、又は実質債務超過になっていても改善の見込みがあること
- ・融資機関借入金に延滞がないこと
- ・融資機関借入金総額が原則として年商以内であること
- ・原則として直近3期連続営業利益を計上していること

※ 木材卸売業者の方は合理化計画の認定が必要です。

◇保証料率は、0.15%~1.35%です。

◇連帯保証人は原則1名以上。

◇基金の保証をご利用いただくには出資金が必要です。(1口1万円) ※必要出資額は保証額を概ね40~45倍(都道府県で異なる)で除した額

◇受付は、平成26年10月1日~平成33年3月31日までです。

保証にあたってのさらに詳しい内容については、当基金へお気軽にお問い合わせください。

独立行政法人 農林漁業信用基金 林業部保証課
住所: 東京都千代田区内神田一丁目一番十二号(コープビル)
電話: 03-3294-5581(代表) 03-3294-5585(保証課直通)

ウッド・サポート5000 取組事例のご紹介

保証先	主な業種	資金使途	ご利用開始月	木材の安定供給に関する協定内容		ご利用者の声
				相手先	数量(m ³)	
宮崎県 木脇産業(株)	製材業	製材用原木仕入れ資金	平成26.11 ～	国有林	29,330	原木の買付資金の調達に役立った。
福岡県 (有)東部産業	製材業	製材用原木仕入れ資金	平成26.11 ～	森林組合ほか	—	木材の安定確保のため協定取引に取り組んでいるが、これにマッチした保証商品である。
宮崎県 吉田産業(株)	製材業	製材用原木仕入れ資金	平成26.12 ～	国有林	8,740	木材の安定確保のため利用したが、速やかな対応が良かった。
北海道 信栄工業(株)	チップ製造業	チップ製造用原木仕入れ資金	平成26.12 ～	森林組合ほか	6,000	資金繰りに大変役だった。
宮崎県 井上林産(株)	製材業	製材用原木仕入れ資金	平成26.12 ～	国有林	5,300	木材の安定確保にあたってWS5000を利用して良かった。
秋田県 (株)門脇木材	製材業	製材用原木仕入れ・製材等加工用資金	平成27.1 ～	国有林	6,000	安定取引を行っていく上で無担保・別枠で運転資金が利用できて有り難い。
熊本県 松本産業(株)	素材生産業	素材生産用資金	平成27.2 ～	合板会社等の民間事業者	8,600	安定供給に関する意識が高まり、より踏み込んだ営業活動を行うことができた。
熊本県 原田木材(株)	プレカット	木製品の加工用資金	平成27.3 ～	森林組合ほか	1,000	売上拡大のなか、木材の安定確保のための資金調達が可能になった。
兵庫県 製材業者	製材業	製材用原木仕入れ・製材等加工用資金	平成27.4 ～	民間市場	2,500	仕入れ資金が調達できて、木材の安定確保ができて良かった。
宮崎県 日北木材(有)	製材業、素材生産業	製材用原木仕入れ・製材等加工用資金	平成27.6 ～	森林組合連合会ほか	3,500	事業量の安定確保に努め、安定供給につなげたい。
岩手県 素材素材生産業者	素材生産業 製材業 チップ製造業	素材生産用資金	平成27.7 ～	製紙会社	8,000 (BDT)	入札の際、原木調達資金として役に立った。
北海道 (株)イワクラ	素材生産業 製材業	素材生産用資金	平成27.7 ～	国有林ほか	58,000	木質バイオマス発電事業を操業するにあたって、円滑な運転資金調達が可能になった。
鹿児島県 上野物産(株)	素材生産業	素材生産用資金	平成27.8 ～	製材業者	8,000	木材の安定供給に必要な資金が調達でき、より安定した事業の実施に繋がっている。
徳島県 つるぎ木材加工(協)	チップ製造業 素材生産業	チップ製造用原木仕入れ資金	平成27.9 ～	民間事業者	6,000 (BDT)	木材の安定確保に大変役立った。
宮崎県 木脇林業(株)	素材生産業 チップ製造業	素材生産用資金	平成27.9 ～	国有林	45,350	原木の安定確保のための資金調達に役立った。
栃木県 テクノウッドワークス(株)	プレカット	木製品の加工用資金	平成27.12 ～	民間事業者	7,800	工場規模の拡大に伴い、資材の安定確保のための資金調達が可能となった。
秋田県 北日本索道(株)	チップ製造業 素材生産業	チップ製造用原木仕入れ資金	平成28.2 ～	民間事業者	30,000 t	木質バイオマス発電燃料チップ原材料の安定確保に努め、安定供給につなげた。
青森県 マツハシ林産(株)	チップ製造業	チップ製造用原木仕入れ資金	平成28.2 ～	国有林	10,000	良い資金が利用できて助かった。青森県産材のアピールに活用したい。
熊本県 (有)足達林業	素材生産業	素材生産用資金	平成28.2 ～	民間市場	12,000	資金繰りに寄与し、木材の安定確保に積極的に向かえた。
兵庫県 (株)モクラボ	木材製造業	原木仕入れ資金	平成28.2 ～	民間市場	2,000	木材の安定確保が可能となった。

ログ・プロダクツ3000のご案内

～素材生産推進保証～

独立行政法人 農林漁業信用基金

❖ **素材生産の安定供給・量的拡大を推進するため、立木の購入等素材生産に必要な運転資金を保証します。**

❖ **無担保・別枠で3,000万円までの借入に対して保証します。保証割合は80%です。**

❖ **保証対象者は、以下の要件を満たす個人・法人ですが、最終的な保証引受は基金の審査によることとします。**

- ・ 自己資本が実質債務超過になっていない、又は実質債務超過であっても改善の見込みがあること。
- ・ 融資機関に借入金に延滞がないこと。
- ・ 融資機関借入金総額が原則として年商以内であること。
- ・ 原則として直近3期連続当期利益を計上していること。

❖ **保証料率は0.15%～1.35%です。**

❖ **保証期間は原則5年(特認7年)以内。**

❖ **連帯保証人は原則1名以上。**

❖ **受付は、平成28年4月1日～平成33年3月31日までです。**

❖ **基金の保証をご利用いただくには出資金が必要です。(1口1万円)※必要出資額は保証額を概ね40～45倍(都道府県で異なる)で除した額。**

長期でご利用
できます

保証にあたってのさらに詳しい内容については、当基金にお気軽にお問い合わせください。

独立行政法人 農林漁業信用基金 林業部保証課

住所：東京都千代田区内神田一丁目一番12号(コープビル)

電話：03-3294-5581(代表) 03-3294-5585(保証課直通)

平成28年4月1日
(独) 農林漁業信用基金

根保証における保証料の取扱い変更について (極度額を満度に利用しなかった場合)

1. 変更内容

これまで根保証（手形貸付）の極度額を満度に利用しなかった場合に、保証料の払い戻しを行っていませんでしたが、今般、以下の規程を改正することとし、極度額を満度に利用しなかった場合においても、融資機関からの請求により払い戻しを行うこととしました。

変更規程 林業信用保証業務細則第15条第6項
債務根保証要領第10の(2)

2. 払い戻し手続き

保証料の払い戻し手続きについては、根保証（手形貸付）の完済後に融資機関から「根保証貸付（割引）及び当座貸越根保証完済報告書（様式根・当第4号）」及び「戻し保証料請求対象となる貸付金の実績が明確となる書類」の提出があり、かつ「戻し保証料請求書（様式保第11号2）」により請求があった場合に、未利用分に相当する保証料の額から手数料として10%控除した額を払い戻しいたします。払い戻す保証料の計算方法は裏面に記載しております。

3. 払い戻し請求に当たっての留意点

保証料の払い戻しの請求期間は、根保証（手形貸付）完済日又は根保証期間満了日の翌日から3ヶ月以内です。請求期間を超えて払い戻し請求いただいても払い戻すことはできませんのでご注意ください。また、請求期間内に払い戻し請求いただいた場合でも、払い戻し額が1,000円未満の場合には払い戻すことができませんのでご注意ください。

4. 開始時期

平成28年4月1日から保証を受け付けた根保証（手形貸付）を対象といたします。なお、平成27年9月以降保証を受け付けた根保証（手形貸付）についても、同様の払い戻しを行います。（既に個別にお知らせ済）

担当：林業部保証課
TEL：03-3294-5585

<ご参考>

(計算例)

根保証期間：平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日（日数 366 日）

保証金額（根保証極度額）：20,000,000 円

保証割合：100%保証

保証料率：年 0.68%

1. 徴収済保証料 (A)

20,000,000 円 × 366 日 × 年 0.68% ÷ 365 日 = 136,372 円

2. 精算保証料 (B)

(実際の利用状況)

No	貸付金額 (円) (a)	貸付期間	日数 (b)	積数 (a×b)
1	10,000,000	H27.04.01~H27.06.30	91	910,000,000
2	10,000,000	H27.05.01~H27.07.31	92	920,000,000
3	20,000,000	H27.08.01~H27.10.15	76	1,520,000,000
4	15,000,000	H27.11.20~H27.12.30	41	615,000,000
5	20,000,000	H28.01.10~H28.03.31	82	1,640,000,000
	合計			5,605,000,000

精算保証料 (B) = 5,605,000,000 (積数合計) × 年 0.68% ÷ 365 日 = 104,421 円

3. 戻し保証料

項目	金額
徴収済保証料 (A)	136,372円
精算保証料 (B)	104,421円
事務手数料 (C : (A-B) × 10%)	3,195円
<u>戻し保証料 (D : A-B-C)</u>	<u>28,756円</u>